

当大使館は、Rua Ramalho Ortigão 51, 6º andar(注:ANACOMのビル内)に移転しました。旧大使館跡地(リベルダーデ通り)に行かないようご注意ください。

大使館便り



第278号
令和7(2025)年5月22日
在ポルトガル日本国大使館

目次:

- 1 お役立ち情報
- 2 領事・治安情報 (P2~)
- 3 大使館の活動報告 (P6~)
- 4 気になるニュース(P9~)

1 お役立ち情報

(1)匿名・流動型犯罪グループ(トクリュウ)を含めた犯罪組織による海外における闇バイトに関する注意喚起(加害者にならないために)(その2) **New!**

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2026C023.html

(その1)は、[大使館便り第274号及び第275号](#)を御覧ください。

(2)リスボン日本語補習授業校 講師・ボランティア 随時募集

リスボン日本語補習授業校にて講師・ボランティアを募集しています。詳細については下記までお問い合わせください。

リスボン日本語補習授業校は、ポルトガル国在留の在留邦人子女に対し日本の義務教育課程に準拠した補習教育を行っています。現在、講師・ボランティアを募集しております。

○講師:

対象:幼稚園~中学3年生

業務内容:日本語の授業、教材作成、行事への参加など

応募資格:日本語教育の経験、またはそれに準ずる知識・能力をお持ちの方

○ボランティア:

業務内容:授業補助、教師補助など

応募資格:日本語能力があり、子どもが好きで、ボランティア活動に興味のある方

勤務日: 毎週土曜、8:45~13:15

勤務地: リスボン日本語補習授業校(詳細は、[補習校 HP](#) を御覧ください。)

その他: 詳細は面接時に説明いたします。

応募方法:履歴書と希望動機を lisbon.japanese.school@gmail.com までお送りください。

(3)日本国内の大型連休における動植物検疫の徹底について *New!*

農林水産省は、本邦における大型連休期間中の人の往来増加を見越し、植物の病害虫及び家畜の伝染病の国内への侵入防止のために、果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持ち込みを厳しく制限します。持ち込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類などの持ち込には、植物検疫証明書が必要です。肉・肉製品の持込は禁止されています。これらは、機内食やお土産、少量であっても例外はありません。

違法な持込には、罰則(最大3年の拘禁刑又は最大300万円(法人は最大5,000万円)の罰金)が課される場合がありますので注意してください。

詳しくは以下の農林水産省(植物検疫所・動物検疫所)のウェブサイトを確認ください。

《植物防疫所》

「来日するあなたへのお願い」

https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo_j.html

「どうぶつ と しょくぶつ の けんえき の おしらせ」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>

「よくあるご質問(海外からの持ち込み編)」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

《動物検疫所》

動画「海外からの家畜伝染病を防げ！(多言語字幕版)」

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou/movie.html>

「輸入動物検疫に係るよくあるお問合せ(FAQ)」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html

(4)佐藤シェフによる料理動画「À Moda do Chefe Sato」配信中

現在、在ポルトガル日本大使館のYoutubeチャンネルで佐藤・在外公館料理人による日本食を中心とした料理紹介動画を配信しています。是非ご視聴ください。



<https://youtube.com/playlist?list=PLz08yNYIf6UrHBznaDvjOs3UaQb4890F8&si=eRcqCvWW71cI8l0D>

2 領事・治安情報

New!

(1)国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請開始に(5月下旬)

○国外転出者向けマイナンバーカードの申請(新規交付や有効期限に係る更新など)について

は、5月下旬より全面的にオンライン申請に移行されます。これまで在外公館窓口を経由した申請を受け付けておりましたが、今後はオンラインで直接、市区町村及びカードの製造を担っている J-LIS(地方公共団体情報システム機構)に申請する方式に変更となります。

○近く国外転出者向けマイナンバーカードの申請を考えておられる場合には、領事窓口で申請した場合、申請書類の国際間輸送に係る時間を考慮すると、オンライン申請開始を待ってから申請された方がマイナンバーカードを早く受け取れる事が考えられますので、その点についてご考慮の上、今後の申請手続きをご検討ください。

○具体的な運用開始日時や申請のためのご案内、また、対象となる申請手続きについては、今後、準備が整い次第お知らせいたしますが、これまでの窓口で受領した申請書類を日本国内の市区町村へ輸送する手続きが不用となるため、申請から交付までの期間の短縮が見込まれます。

○オンライン申請開始後は、在外公館窓口での申請受付は開始日前日をもって原則として終了します。これによって、オンライン申請・在外公館窓口受取(もしくは国内市区町村窓口受取)の方式での運用となります。

※注:暗証番号ロックされたカードのロック解除や暗証番号再設定など、マイナンバーカードの現物が必須の手続きについてのみ、引き続き窓口での申請を受け付けます。

○オンライン申請に係る各種お問い合わせにつきましては、J-LIS が担当する予定です。上述の運用開始に係るお知らせとともに、後日、お問い合わせ手段についてもご案内する予定です。

(2)ポルトガル国外で出生し、ポルトガル国籍を取得しようとする場合

ポルトガル国外でポルトガル国籍の方と日本国籍の方との間に出生されたお子様が、ポルトガル国籍法第1条1項 C の手続にてポルトガル国籍を取得される場合、日本国籍を喪失すると解されるため、ご留意ください。詳細は[当館 HP](#) を御覧ください。

(3)民法等の一部を改正する法律(父母の離婚後等の子の養育に関する見直し)について

民法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 33 号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、令和 8 年 4 月 1 日から、離婚後の親権者を父母双方又は一方を親権者と指定することなどができることとなりました。

改正法の詳細については、[法務省ホームページ](#)及び[改正法に関するパンフレット](#)をご覧ください。

(4)安全対策情報の掲載について *New!*

4月29日更新いたしました。詳細は、こちらのリンクから「安全対策情報」をご確認ください。
https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000042.html

(5)「在留届」に関するお願い

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は[オンライン在留届\(ORRネット\)のサイト](#)からお願いします。

また、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も上記リンクから手続きくださいますよう、お願いします。

(6)第三国に渡航の際の「たびレジ」登録のお願い

ポルトガルからご旅行やご出張で第三国に行かれる場合など、渡航先の最新の安全情報が確認できます。是非、[こちら](#)からご登録ください。

(7)戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて

2025年5月26日から改正戸籍法が施行されたことに伴い、従前、氏名の振り仮名(フリガナ)は戸籍上公証されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に、新たに氏名のフリガナが追加されることになりました。

詳細は[法務省のHP](#)を御覧ください。(なお、右HP内の専用コールセンターの電話番号は、ナビダイヤルのため、海外からは利用できないことになっておりますので御留意ください。)併せて、[海外居住者向けQ&A](#)も御確認ください。

(8)旅券の集中作成「2025年旅券」に関するお知らせ

ア 2025年3月から、旅券の偽変造対策を強化するため、人定事項ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給が開始しました。

イ それに伴い、旅券は日本国内で作成され、当館まで配送されることとなるため、4週間程度の日数を要することとなります。なお、日本国内での申請の場合は、2週間程度の日数を要します。

ウ 交付日については、申請時に予定時期(目途)をお伝えし、具体的な交付日は交付準備が整った段階であらためて御連絡いたします(窓口での書面申請の場合は電話連絡、ORRネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメールを送信します。)

※ 仮受付(郵送申請)サービスの終了

これまで、当館から遠方にお住まいの方については、領事出張サービス実施日や、あらかじめお約束いただいた日に旅券をお受け取りいただく前提で、旅券発給申請書を事前郵送いただき、予約いただいた日に旅券を交付するサービスを行ってきました。しかしながら、旅券の集中作成開始に伴い、こうした対応が困難となるため、2025年3月以降、郵送による事前申請に基づき領事出張サービス実施日や来館日に旅券を交付するサービスは終了しました。

このため、遠隔地にお住まいの方や来館時に交付を希望される方は、オンライン申請の利用を是非とも御検討ください。オンラインにて申請頂ければ、来館いただくのは交付の際のみと

なります。オンライン申請の利用方法は、[当館HP](#)から御確認いただけます。

エ 在留邦人の皆様に余裕を持ってパスポートの更新を行っていただけるよう、在留届を提出された方に対し、パスポートの有効期間の満了日が近付いてきた際にご案内メールをお送りするサービスを新たに開始しました。在留届にパスポートの有効期間満了日が登録されていない場合には、上記のご案内メールをお送りすることができません。ご家族の分を含め、在留届にパスポートの有効期間満了日をご登録ください。また、この機会に、在留届に登録されているパスポート番号、住所、電話番号、本籍等についても、最新の情報が登録されているかご確認いただけますようお願いいたします。

オンライン在留届：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

詳細は[当館HP](#)を御覧ください。

(9)在外公館で旅券及び証明を申請する際の戸籍謄本(抄)の提出について

令和7年3月以降より、外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始されました。これにより、旅券の申請及び戸籍謄本の提出を必要とする証明の申請(例：パスポートの新規申請や婚姻証明など)において、申請者が「戸籍電子証明書提供用識別符号」(以下「符号」)を在外公館窓口で提示することにより、在外公館側で戸籍電子証明書(電子的に戸籍情報を証明したもの)を確認することが可能となるため、紙の戸籍謄本(抄)の提出が不要になります。

※「符号」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード(16桁の数字、有効期間3か月)です。マイナポータル上(無料)又は市町村窓口(有料)で取得できます。「符号」の取得に関する詳細は市町村のHP等でご確認ください。

※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、[こちら](#)を確認ください。

「オンライン在留届(ORRネット)」から旅券及び証明のオンライン申請をする場合は、あらかじめ取得した符号を申請画面で入力することにより、戸籍電子証明書をオンラインで提出できます。また、窓口申請においても、「符号」の提示が可能です。

(参考)

●[旅券のオンライン申請](#)

●[証明のオンライン申請](#)

(10)一部証明書のオンライン申請及びクレジットカード等によるオンライン決済の開始

各種証明(一部を除く)のオンライン申請及びこれらの手数料のクレジットカード(デビットカード含む、以下同様。)によるオンライン決済が可能となっています。これまでは、平日の昼間に窓口に来館されて申請を行っていただく必要がございましたが、これからは、夜間、休日問わずオンラインで申請いただけますので、是非ご利用ください。詳細は、[当館HP](#)該当ページを御覧ください。

(11)海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方には、在外選挙人登録申請の際、本人出頭を免除する[特例措置\(ビデオ通話による申請\)](#)も採用しています。御希望の方は事前に当館まで御相談ください。

イ 在外選挙人証交付の迅速化の取組について

従来、在外選挙人証は、市区町村選挙管理委員会が発行し、外務本省を經由して在外公館に送付していました。これが、2024年7月以降は、市区町村選挙管理委員会から在外公館にメールでデータを送付し、在外公館で書面に出力し、申請者に交付する方式に変更されています。

この取組により、在外投票の際に必要な在外選挙人証の申請から交付までの時間が大幅に短縮されることとなり、在留邦人の皆様の利便性の向上につながっています。

詳細は[外務省ホームページ該当ページ](#)を御覧ください。

(12)日本における消費税免税制度

2023年4月から、免税購入対象者が変更となりました。詳細は、[観光庁のHP](#)をご確認ください。また、在留証明の申請については[当館HP](#)を御確認ください。オンラインでの申請の場合は[こちら](#)をご確認ください。

(13)御来館時のお願い

領事窓口は予約制を採用しています。領事手数料は、窓口では[現金のみの取り扱い](#)となっています。御来館に際し、お釣りのないように御準備ください。

3. 大使館の活動報告

(1)日本語補習授業校入学式への出席

4月11日、リスボン日本語補習授業校及びポルト日本語補習授業校にて開催された入学式に、当館から中川大使及び龍野参事官が出席しました。補習校では、日本のお友達を沢山作り、お勉強も頑張ってください。応援しています！



リスボン補習校



リスボン補習校



リスボン補習校



ポルト補習校



ポルト補習校



ポルト補習校

(2)領事出張サービス in ポルト

4月17日(金)、イザベラ名誉領事のオフィスのスペースを借りて、領事出張サービスを実施しました。当日は、在外選挙人名簿登録の申請や選挙人証のお渡し、旅券や証明書の申請とお渡し、戸籍国籍の相談など受けました。皆さんの普段の生活の様子や、ポルト市を始め、それぞれのお住まいの街の最近の流行など伺うことができ、普段の領事窓口業務からだけでは分からない実際の声を伺うことができました、ありがとうございました。また次回も開催することが決定しましたら、HP 及び領事メールで御案内します。



(3)アントニオ・レベロ・デ・ソウザ氏への叙勲伝達式の実施

4月23日、アントニオ・レベロ・デ・ソウザ元開発銀行総裁・ルジアダ大学教授への令和7年秋の外国人叙勲伝達式を行いました。同氏は、二国間関係の深化に大きく貢献した功績を称えられ、旭日中綬章を授与されました。式典には、マルセロ・レベロ・デ・ソウザ前大統領、ジョゼ・ルイス・カルネイロ社会党書記長も臨席しました。



(4)エリセイラにおけるウニフェスティバルへの参加

4月25日(土)～5月3日(日)、マフラ市エリセイラにおいてウニ祭り(Festival Internacional do Ouriço do Mar)が開催され、5月3日の最終日には当館も参加し、ウニを通じた日本の紹介を行いました。在外公館料理人である当館の佐藤シェフは、レストラン「五十」のシェフと共にエリセイラ産の新鮮なウニを用いた和食のショークッキングを行い、会場を沸かせました。



4. 気になるニュース

(1) 国籍法改正(5月19日施行)及び刑法改正案

ア 4月1日、国籍法改正案の再審議が行われ、社会民主党(PSD)とシェーガ党(CH)の合意に基づく修正案が、PSD、CH及びリベラル主導党(IL)の賛成により可決され、5月3日付で大統領により公布されました。公布された同法令は5月18日付で官報に掲載され、翌19日から施行されます。これによりポルトガル国籍取得要件は従来より要件が厳しくなります。例えば、国籍取得のためには申請者が少なくとも10年間合法的に居住していること、またポルトガル国内で外国人の親の間に出生した子の国籍取得の場合、両親のうちいずれかが5年間合法的にポルトガルに滞在していることが求められるようになる等の改正が行われています。

イ 国籍法と同時に4月1日付けで議会で可決された、一定の重大犯罪を犯した帰化者への付加刑として国籍剥奪刑を盛り込んだ刑法改正案については、社会党(PS)が憲法裁判所に違憲審査を求めた結果、5月9日、同裁判所は国籍剥奪という措置は違憲であるとの判断を行いました。これを受け、大統領は同改正案の公布を拒否し、議会へ差し戻すこととなります。

(2) EDPRによる日本での太陽光発電所開発計画の発表

4月9日、再生可能エネルギー電力大手EDPRの子会社であるEDP Renewables Japanは、宮城県気仙沼市本吉町における太陽光発電所開発計画を発表しました。同計画は、未利用地48ヘクタールに4万2千枚の太陽光パネルを設置し、2028年初頭の運転開始を予定している。稼働後は年間約33GWhの電力を生産する見込みです。

EDPRは、アジア地域において2030年までに1.7GW超の再生可能エネルギー容量を開発中であり、日本を2026年から2028年にかけての主要な成長市場の一つと位置付けています。なお、日本国内で開発中のプロジェクトの設備容量合計は500MWを超えています。

(3) 4月25日革命記念日式典の開催

4月25日、共和国議会において、4月25日革命(1974年民主化革命／カーネーション革命)の記念式典が開催され、アントニオ・ジョゼ・セグロ大統領、ジョゼ・アギアール＝ブランコ共和国議会議長、ルイス・モンテネグロ首相、各党代表者が演説しました。また、首相官邸の庭園が一般公開され、国内各地の演劇学校による公演が実施されました。また、リスボン市内のリベルダーデ通りでは、恒例のパレードが行われました。

(4)CGTPによるストライキ計画の発表

5月1日、ティアゴ・オリヴェイラ労働者総連合会(CGTP)書記長は、政府が進める労働法改正に反対する新たなゼネストを6月3日に実施すると発表しました。同書記長は、政府がCGTPとの協議を回避し、使用者側の提案を一方向的に提示したと批判しました。また、当該法案には不安定雇用の常態化、違法解雇後の復職制限の拡大及びストライキ権への制約が含まれると主張しました。

一方、労働者総同盟(UGT)は現時点でCGTPが主導する6月3日のゼネストに加わる意向を示していません。マリオ・モラオンUGT書記長は、現段階では同様の抗議手段を採用する考えはないと述べました。

EXPLORE E CONHEÇA O JAPÃO AUTÊNTICO EM PORTUGAL

EMBAIXADADO.JAPAOEMPORTUGAL

INSTAGRAM

FACEBOOK

YOUTUBE

X

OFFICIAL SITE

A moda do Chefe Sato #3 DASHI (Caldo utilizado na culinária japonesa)